

販売会社：大和証券株式会社

この資料は、保険商品の内容の全てが記載されているものではありません。保険商品のご検討ならびにご契約の際には、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼商品パンフレット」、「商品概要書」、「設計書」、「ご契約のしおり・約款」等を必ずご確認ください。

この商品は太陽生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

1. 商品等の内容（当社は、組成会社等の委託を受け、お客さまに商品の販売の勧誘を行っています）

| | |
|---------------------|--|
| 金融商品の名称・種類 | マイ贈与（米ドル・豪ドル）（無配当通貨指定型生存給付金付特別養老保険） |
| 組成会社（保険会社） | 太陽生命保険株式会社 |
| 販売委託元 | 太陽生命保険株式会社 |
| 金融商品の目的・機能 | <p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none">○毎年支払われる生存給付金で計画的な生前贈与ができます。○国内金利に比べ相対的に高い海外の金利で運用し指定通貨建で資産を増やします。○一定期間の死亡保障を確保します。 <p>【機能】</p> <ul style="list-style-type: none">○生存給付金などは受取回数が選択できます。○生存給付金額・満期給付金額は契約時に指定通貨建で確定し、その合計額は一時払保険料を上回ります。○契約者本人を生存給付金受取人とするタイプもあります。 |
| 商品組成に携わる事業者が想定する購入層 | <p>この商品は以下のご意向があるお客さまを念頭に組成しています。</p> <ul style="list-style-type: none">○外貨で資産を運用し、家族または契約者本人が将来に備えて計画的に資産形成したいお客さま○一定期間の死亡保障を確保したいお客さま○保険会社が設定した所定の利率に基づきリスクを抑えた運用を行います。為替リスクに伴う元本割れを許容できるお客さま <p>※長期の保有を想定して組成している商品のため、契約日から解約日までの期間が短い場合、運用による成果が十分に得られなかったり、元本割れする可能性が高まったりするため十分ご注意ください。また解約により保障も失われます。</p> |
| パッケージ化の有無 | <ul style="list-style-type: none">○この商品は、外貨での「運用」機能と、「保障」機能を組み合わせた商品です。○他の金融商品を個別に購入することにより、全く同一の機能は得られないものの、類似の機能を得られる可能性があります。○詳細については、必ず各金融商品の契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）やご契約のしおり、商品パンフレット等をご確認ください。 |
| クーリング・オフの有無 | <p>クーリング・オフの適用があります。</p> <p>次のいずれか遅い日から、その日を含めて20日以内であれば、書面または太陽生命ホームページ（クーリング・オフ受付フォーム）よりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。</p> <ul style="list-style-type: none">・「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」の交付日・ご契約の申込日・一時払保険料（相当額）が太陽生命指定の口座に振り込まれ着金した日 |

- (質問例) ① あなたの会社が提供する商品のうち、この商品が、私の知識、経験、財産状況、ライフプラン、投資目的に照らして、ふさわしいという根拠は何か。
- ② この商品を購入した場合、どのようなフォローアップを受けることができるのか。
- ③ この商品が複数の商品を組み合わせたものである場合、個々の商品購入と比べて、どのようなメリット・デメリットがあるのか。

2. リスクと運用実績 (本商品は、円建ての元本が保証されず、損失が生じるリスクがあります)

| <p>損失が生じるリスクの内容</p> | <p><為替リスク> 為替レートは日々変動していますので、指定通貨建の生存給付金・満期給付金・死亡給付金・解約払戻金などをお受け取り時の為替レートにより円換算した金額が、ご契約時の為替レートにより円換算した一時払保険料や生存給付金・満期給付金・死亡給付金・解約払戻金などの金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。なお、為替相場の変動がない場合でも、為替手数料分のご負担が生じます。</p> <p><投資リスク> ありません。</p> <p><金利変動リスク> この保険は、市場価格調整を行わないため、市場金利の影響は受けません。</p> <p><解約時の元本割れリスク> 解約払戻金は、指定通貨建でもご契約後一定期間内に解約されますと、解約払戻金とそれまでの生存給付金受取額との合計額は一時払保険料より少ない金額となります。</p> | | | | | | | | | | | | |
|----------------------------|---|-------|---------|------|---------|-----|-----|-------|-------|-----|-----|-------|-------|
| <p>〔参考〕 為替レートの騰落率</p> | <p>【米ドル】 最大値 30.4% 最小値▲20.3% 平均値 2.2% 【豪ドル】 最大値 38.0% 最小値▲38.6% 平均値 1.7% ※ 2006年1月～2024年12月の19年間の各月末における1年間の騰落率 出所：Bloomberg Finance L.P.のデータより太陽生命作成</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>〔参考〕 実質的な利回り</p> | <p><定義> ○実質的な利回りとは、生存給付金累計額と満期給付金額の合計額（基準保険金額）を一時払保険料で除することで収益率を算出し、それを契約日から満期日までの期間において年複利換算により算出したものです。 ○予定利率および実質的な利回り（年複利）は外貨建の利回りであり、円建の利回りではありません。</p> <p><実質的な利回りの例> 受取回数（保険期間）10回（9年）・男性の場合</p> <table border="1" data-bbox="544 1532 1428 1650"> <thead> <tr> <th>指定通貨</th> <th>被保険者年齢</th> <th>予定利率</th> <th>実質的な利回り</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>米ドル</td> <td>50歳</td> <td>4.10%</td> <td>1.22%</td> </tr> <tr> <td>豪ドル</td> <td>50歳</td> <td>3.80%</td> <td>1.09%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">（予定利率設定期間 2025年1月1日～2025年1月31日）</p> <p>（注） ご契約に適用される予定利率および実質的な利回りについては、設計書にてご確認ください。</p> | 指定通貨 | 被保険者年齢 | 予定利率 | 実質的な利回り | 米ドル | 50歳 | 4.10% | 1.22% | 豪ドル | 50歳 | 3.80% | 1.09% |
| 指定通貨 | 被保険者年齢 | 予定利率 | 実質的な利回り | | | | | | | | | | |
| 米ドル | 50歳 | 4.10% | 1.22% | | | | | | | | | | |
| 豪ドル | 50歳 | 3.80% | 1.09% | | | | | | | | | | |
| <p>〔参考〕 解約払戻金推移（率）</p> | <p>個別の設計書をご確認ください。</p> | | | | | | | | | | | | |

※ 損失が生じるリスクの内容の詳細は「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の「注意喚起情報」の「この保険におけるリスクについてご確認ください。」「解約払戻金とそれまでの生存給付金受取額を合計した金額は、一時払保険料を下回ることがあります。」に記載しています。

- (質問例) ④ 上記のリスクについて、私が理解できるように説明してほしい。
 ⑤ 相対的にリスクが低い類似商品はあるのか。あればその商品について説明してほしい。
 ⑥ この商品は元本が保証されているか説明してほしい。
 ⑦ 為替レートの変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
 ⑧ 金利の変動と損失がどのように関係するのか説明してほしい。
 ⑨ 実質的利回りなどのリターンではなく、保険商品としての機能やメリット（デメリット）について説明してほしい。

3. 費用（本商品の購入又は保有には、費用が発生します）

| 購入時に支払う費用（販売手数料など） | ご契約時の費用として、一時払保険料に6.0%を上限とする太陽生命所定の割合を乗じた金額を一時払保険料から控除します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---|--------------------------|----------------|-----|--|-------|----------|--------------------------|--|-------|----------|-------|----------------|-------|------------|-------|----------------|--------------|-----------|----------|-------|--|--------|------------|--------------|-------------|--------------|-------------|
| 継続的に支払う費用（信託報酬など） | ご契約の維持・管理にかかる費用および給付金をお支払いするための費用であり、ご契約後に定期的に責任準備金から控除します。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 運用成果に応じた費用（成功報酬など） | ありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 解約をした場合の費用（解約控除など） | ありません。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通貨の換算に関する費用 | <p>指定通貨建の一時払保険料（相当額）を円貨から指定通貨に交換される際には、為替手数料が必要になります。また、指定通貨建でお受け取りになった生存給付金・満期給付金・死亡給付金・解約払戻金などを円貨に交換される際には為替手数料が必要になります。</p> <p>※上記の諸手数料は金融機関によって異なります。 詳しくは取扱金融機関にご確認ください。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特約を付加した場合の費用 | <p>○「円入金特約」「円支払特約」「円建上限額指定特約」は、以下の太陽生命所定の特約用の為替レートを適用します。この為替レートには、為替手数料が反映されており、当該手数料の負担が生じます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特約名</th> <th>為替レート</th> <th colspan="2">適用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円入金特約</td> <td>TTM+50 銭</td> <td colspan="2">円貨による一時払保険料の太陽生命受領日(着金日)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">円支払特約</td> <td rowspan="4">TTM-50 銭</td> <td>生存給付金</td> <td>契約日および毎年の契約応当日</td> </tr> <tr> <td>満期給付金</td> <td>保険期間満了日の翌日</td> </tr> <tr> <td>死亡給付金</td> <td rowspan="2">太陽生命所定の必要書類到着日</td> </tr> <tr> <td>解約払戻金(減額も同様)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">円建上限額指定特約</td> <td rowspan="4">TTM-50 銭</td> <td colspan="2">上限準備金</td> </tr> <tr> <td>保険期間満了</td> <td>保険期間満了日の翌日</td> </tr> <tr> <td>死亡給付金とあわせて支払</td> <td>死亡給付金の換算基準日</td> </tr> <tr> <td>解約払戻金とあわせて支払</td> <td>解約払戻金の換算基準日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記表については、米ドル・豪ドルとも同様です。 ※TTMとは、金融機関代理店などで外貨を売買する際の基準レートをいい、太陽生命が指標として指定する銀行が公示する値となります。1日のうちに公示の変更があった場合には、その日の最初の公示値とします。</p> | 特約名 | 為替レート | 適用日 | | 円入金特約 | TTM+50 銭 | 円貨による一時払保険料の太陽生命受領日(着金日) | | 円支払特約 | TTM-50 銭 | 生存給付金 | 契約日および毎年の契約応当日 | 満期給付金 | 保険期間満了日の翌日 | 死亡給付金 | 太陽生命所定の必要書類到着日 | 解約払戻金(減額も同様) | 円建上限額指定特約 | TTM-50 銭 | 上限準備金 | | 保険期間満了 | 保険期間満了日の翌日 | 死亡給付金とあわせて支払 | 死亡給付金の換算基準日 | 解約払戻金とあわせて支払 | 解約払戻金の換算基準日 |
| 特約名 | 為替レート | 適用日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 円入金特約 | TTM+50 銭 | 円貨による一時払保険料の太陽生命受領日(着金日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 円支払特約 | TTM-50 銭 | 生存給付金 | 契約日および毎年の契約応当日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 満期給付金 | 保険期間満了日の翌日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 死亡給付金 | 太陽生命所定の必要書類到着日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 解約払戻金(減額も同様) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 円建上限額指定特約 | TTM-50 銭 | 上限準備金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 保険期間満了 | 保険期間満了日の翌日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 死亡給付金とあわせて支払 | 死亡給付金の換算基準日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 解約払戻金とあわせて支払 | 解約払戻金の換算基準日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

※上記の為替レートは2025年1月現在のものであり、将来変更されることがあります。

※上記以外に生じる費用を含めて詳細は「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の「注意喚起情報」の「この保険において、ご負担いただく諸費用についてご確認ください。」に記載しています。

- (質問例) ⑩ 私がこの商品に〇〇万円を投資したら、それぞれのコストが実際にいくらかかるのか説明してほしい。
⑪ 費用がより安い類似商品はあるか。あればその商品について説明してほしい。

4. 換金・解約の条件（本商品を換金・解約する場合、一定の不利益を被ることがあります）

- 解約はいつでも可能です。
解約にかかる費用は「ご契約時の費用」として、ご契約時に一時払保険料から差し引いていますので、解約時に改めて控除される費用はありません。
 - 解約払戻金を円貨で受け取る場合、為替相場の変動による影響を受けます。
- ※ 詳細は「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の「注意喚起情報」の「この保険において、ご負担いただく諸費用についてご確認ください。」に記載しています。

- (質問例) ⑫ 私がこの商品を解約した場合、解約控除や市場金利の変動、為替レートの変動が解約払戻金にどのように影響するのか説明してほしい。

5. 当社の利益とお客さまの利益が反する可能性

当社がお客さまにこの商品を販売した場合、当社は、この商品の組成会社（太陽生命）から、販売時のコンサルティングや契約後のアフターフォロー等の対価として、以下の手数料をいただきます。

保険期間4年：初年度0.55%、次年度以降0%

保険期間9年以上：初年度3.00%、次年度以降0%

*この保険の代理店手数料は、太陽生命所定の為替レートにより円に換算したうえで支払われます。

*契約内容の変更等があった場合、上記の限りではございません。

当社は、この商品の組成会社（太陽生命）との間で出向等の人的関係および資本的関係がありません。

当社の販売員に対する業績評価上、この商品の販売が他の商品の販売より高く評価されることはありません。
当社は、保険業法の比較推奨販売ルールを遵守した募集を行っております。生命保険の同種の商品の中から当商品を推奨する場合には、推奨する理由をお客さまに説明しております。

※利益相反の内容とその対処方針については、「お客様第一の業務運営に関する方針」をご参照ください。

(URL) <https://www.daiwa.jp/policy/fiduciary.html>

- (質問例) ⑬ あなたの会社が高得手数料が高い商品など、私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先した商品を私に薦めていないか。私の利益よりあなたの会社やあなたの利益を優先する可能性がある場合、あなたの会社では、どのような対策をとっているのか。

6. 租税の概要（NISA、iDeCoの対象か否かもご確認ください）

- 保険料：一般の生命保険料控除の対象となります。
※一時払保険料をお支払いになった当該年のみ控除が適用されます。
 - 生存給付金受取時の課税
契約者と生存給付金受取人が別人の場合：贈与税
契約者と生存給付金受取人が同一人の場合：所得税（雑所得）＋住民税
 - 満期給付金受取時の課税
＜保険期間4年＞
契約者と満期給付金受取人が別人の場合：贈与税
契約者と満期給付金受取人が同一人の場合：源泉分離課税 20.315%
＜保険期間9年以上＞
契約者と満期給付金受取人が別人の場合：贈与税
契約者と満期給付金受取人が同一人の場合：所得税（雑所得）＋住民税
 - 保険期間満了時における「上限準備金」受取時の課税
＜保険期間4年＞
源泉分離課税 20.315%
＜保険期間9年以上＞
所得税（雑所得）＋住民税
 - 死亡給付金受取時の課税
ご契約者と被保険者が同一人の場合で、受取人が相続人の場合：相続税
 - 解約・減額時の差益に対する課税
契約日から5年以内の解約・減額：源泉分離課税 20.315%
契約日から5年超の解約・減額：所得税（一時所得）＋住民税
- ※NISA、iDeCoの対象とはなりません。

※ 詳細は「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット」の「注意喚起情報」の「税法上のお取り扱いについてご確認ください。」に記載しています。

7. その他参考情報（契約にあたっては、次の書面をよくご覧ください）

- ・ 太陽生命が作成した「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット」
（URL）<https://www.taiyo-seimei.co.jp/lineup/banking/index.html>



ご契約時、契約締結にあたっての注意事項等や金融商品の内容等をまとめた「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）兼 商品パンフレット」については、書面で手交いたします。